事　案　の　公　示

道路運送法施行規則第５５条の規定による事案の公示は次のとおりである。

事 業 種 別：一般乗用旅客自動車運送事業
事案の件名：一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定(変更)認可申請
公 示 番 号：近運自二公示第２０号

【意見の聴取申請に関する事項】

事案番号	申請者氏名又は名称	事　案　の　概　要	適 用 営 業 区 域	備　考
１	福山　広隆	遠距離割引 5,000円を超える金額について　３割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の延長申請
２	斉藤　誠也	遠距離割引 5,000円を超える金額について　３割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の延長申請
３	田中　正	遠距離割引 5,000円を超える金額について　３割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の延長申請

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行うので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に当局自動車交通部旅客第二課まで、同施行規則第５７条の規定による意見聴取申請書を提出されたい。

令和８年１１月２日

近　畿　運　輸　局　長（公印省略）